

新	旧																																																																		
<p>第15 様式集</p> <p>①～⑩ 略 ⑪ 労働者派遣事業の許可申請にあたっての自己チェック結果について（様式第15号）</p> <p>様式第15号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">質問</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">派遣労働者に関する就業規則・労働契約の記載事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする規定がある </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる規程や、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる旨の規定がない </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つかられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う規定がある </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">3 その他の事項</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">質問</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">回答</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">その他</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではない </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備している </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記入にあたっての注意) 本票は、あくまでも許可申請内容に対する自己チェックを目的としています。 このため、すべての事項が「はい」であったとしても、審査の結果如何では自己チェックの結果とは異なることがあります。</p>	質問	回答		派遣労働者に関する就業規則・労働契約の記載事項			教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする規定がある	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる規程や、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる旨の規定がない	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つかられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う規定がある	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	3 その他の事項			質問			回答			その他			既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではない	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備している	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<p>第15 様式集</p> <p>①～⑩ 略 ⑪ 労働者派遣事業の許可申請にあたっての自己チェック結果について（様式第15号）</p> <p>様式第15号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">質問</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">派遣労働者に関する就業規則・労働契約の記載事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる規程や、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる旨の規程がない </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働雇用契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つかられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う規程がある </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">3 その他の事項</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">質問</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">回答</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">その他</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではない </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 派遣元事業主は、派遣元管理台帳等によって雇用安定措置に関する実施状況等を中長期的に管理する </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備している </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>はい </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/>いいえ </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記入にあたっての注意) 本票は、あくまでも許可申請内容に対する自己チェックを目的としています。 このため、すべての事項が「はい」であったとしても、審査の結果如何では自己チェックの結果とは異なることがあります。</p>	質問	回答		派遣労働者に関する就業規則・労働契約の記載事項			無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる規程や、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる旨の規程がない	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働雇用契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つかられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う規程がある	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	3 その他の事項			質問			回答			その他			既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではない	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	派遣元事業主は、派遣元管理台帳等によって雇用安定措置に関する実施状況等を中長期的に管理する	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備している	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
質問	回答																																																																		
派遣労働者に関する就業規則・労働契約の記載事項																																																																			
教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする規定がある	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	
無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる規程や、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる旨の規定がない	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	
無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つかられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う規定がある	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	
3 その他の事項																																																																			
質問																																																																			
回答																																																																			
その他																																																																			
既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではない	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	
派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備している	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	
質問	回答																																																																		
派遣労働者に関する就業規則・労働契約の記載事項																																																																			
無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる規程や、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる旨の規程がない	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	
無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働雇用契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つかられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う規程がある	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	
3 その他の事項																																																																			
質問																																																																			
回答																																																																			
その他																																																																			
既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではない	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	
派遣元事業主は、派遣元管理台帳等によって雇用安定措置に関する実施状況等を中長期的に管理する	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	
派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備している	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ																																																																	

(12)～(19) 略

② 労働条件通知書 (派遣労働者用; 常用、有期雇用型)

(派遣労働者用: 常用、有期雇用型)

労働条件通知書		年 月 日
般		
事業場名称・所在地 使用者職氏名		
契約期間		
期間の定めなし。期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） <small>※以下は、期間の有無について「期間の定めあり」とした場合に記入</small> 1. 契約の更新の有無 <small>【自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）】</small> 2. 契約の更新は次により判断する。 <small>・勤務成績、態度、能力 ・会社の経営状況、従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）</small>		
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】		
<small>無期転換申込権が発生しない期間： I (高齢専門) II (定年後の高齢者) I 特別有期雇用の開始から完了までの期間（ 年 か月 (上限 10 年)) II 定年後引き続いで雇用されている期間</small>		
就業の場所		
従事すべき業務の内容		
<small>【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】</small> <small>開始日： 完了日： ()</small>		
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時間、就業時間換算(1)～(5)のうち該当するものに○を付けること。 ○に対する所定時間外労働の有無に関する事項		
1. 始業、終業の時刻等 <small>(1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 <small>始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (適用日) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (適用日) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (適用日) (3) フルタイム制：始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 <small>(ただし、フルタイム(始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 フルタイム(終業) 時 分から 時 分)</small> (4) 事業場外のみなし労働時間制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 故障労働制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。</small> <small>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条</small> 2. 休憩時間（ 分） 3. 所定時間外労働の有無 <small>(有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間)、無)</small> 4. 休日労働（ 有 (1か月 日、1年 日)、無)</small>		
休 日 及び 勤 務 日		
<small>・定例日：毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日：週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 (勤務日) 每週（ ）、その他（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</small>		
休 営		
<small>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務 6か月以内の年次有給休暇（有・無） か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</small>		
(次頁に続く)		

(12)～(19) 略

② 労働条件通知書 (短時間・派遣用; 常用、有期雇用型)

(短時間労働者・派遣労働者用: 常用、有期雇用型)

労働条件通知書		年 月 日
般		
事業場名称・所在地 使用者職氏名		
契約期間		
期間の定めなし。期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） <small>※以下は、期間の有無について「期間の定めあり」とした場合に記入</small> 1. 契約の更新の有無 <small>【自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）】</small> 2. 契約期間満了時の業務量 <small>・勤務成績、態度、能力 ・会社の経営状況、従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）</small>		
就業の場所		
従事すべき業務の内容		
1. 始業、終業の時刻等 <small>(1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 <small>始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (適用日) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (適用日) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (適用日) (3) フルタイム制：始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 <small>(ただし、フルタイム(始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 フルタイム(終業) 時 分から 時 分)</small> (4) 事業場外のみなし労働時間制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 故障労働制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。</small> <small>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条</small> 2. 休憩時間（ 分） 3. 所定時間外労働 <small>(有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間)、無)</small> 4. 休日労働（ 有 (1か月 日、1年 日)、無)</small>		
休 日 及び 勤 務 日		
<small>・定例日：毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日：週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 (勤務日) 每週（ ）、その他（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</small>		
休 営		
<small>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務 6か月以内の年次有給休暇（有・無） 一 か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</small>		
(次頁に続く)		

賃 金	<p>1 基本賃金 イ 月給（　　円）、ロ 日給（　　円） 　ハ 時間給（　　円）、 　ニ 出来高給（基本単価　　円、保障給　　円） 　ホ その他（　　円） 　ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin-top: 10px;"></div></p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 　イ (　手当　　円／計算方法：　　) 　ロ (　手当　　円／計算方法：　　) 　ハ (　手当　　円／計算方法：　　) 　ニ (　手当　　円／計算方法：　　)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 　イ 所定時間外、法定超 月60時間以内（　　）% 　　　月60時間超（　　）% 　　所定超（　　）% 　ロ 休日 法定休日（　　）%、法定外休日（　　）% 　　ハ 深夜（　　）%</p> <p>4 賃金締切日（　　）一毎月 日、（　　）一毎月 日 　5 賃金支払日（　　）一毎月 日、（　　）一毎月 日 　6 賃金の支払い方法（　　） <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 5px;"></div></p> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無、有（　　）） 　8 昇給（有（時期、金額等　　），無　　） 　9 賞与（有（時期、金額等　　），無　　） 　10 退職金（有（時期、金額等　　），無　　）</p>
退職に関する事項	<p>1 定年制（有（　歳　　），無　　） 　2 離続雇用制度（有（　歳まで　　），無　　） 　3 自己都合退職の手続（退職する　日以上前に届け出ること） 　4 解雇の事由及び手続 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div></p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他（　　）） ・雇用保険の適用（有　　，無　　） ・その他 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div> ・具体的に適用される就業規則名（　　） <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p>
<p>※ 以上のはかは、当社就業規則による。 ※ 登録型派遣労働者に対し、本通知書と就業条件明示書を同時に交付する場合、両者の記載事項のうち一致事項について、一方を省略して差し支えないこと。 ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。</p>	
退職に関する事項	<p>1 定年制（有（　歳　　），無　　） 　2 離続雇用制度（有（　歳まで　　），無　　） 　3 自己都合退職の手続（退職する　日以上前に届け出ること） 　4 解雇の事由及び手続 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div></p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他（　　）） ・雇用保険の適用（有　　，無　　） ・その他 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div> ・具体的に適用される就業規則名（　　） <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合の説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。</p>
<p>※ 以上のはかは、当社就業規則による。 ※ 短時間労働者の場合、本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。 ※ 登録型派遣労働者に対し、本通知書と就業条件明示書を同時に交付する場合、両者の記載事項のうち一致事項について、一方を省略して差し支えないこと。 ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。</p>	

【記載要領】

1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付すること。
2. 各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけること。
3. 下線部、破線内及び二重線内の事項以外の事項は、書面の交付により明示することが労働基準法により義務付けられている事項であること。また、退職金に関する事項、臨時に支払われる賃金等に関する事項、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭又は書面により明示する義務があること。
4. 労働契約期間については、労働基準法に定める範囲内とすること。
また、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合には、契約の更新の有無及び更新する場合又はしない場合の判断の基準（複数可）を明示すること。
(参考) 労働契約法第18条第1項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算5年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること。
5. 「就業の場所」及び「従事すべき業務の内容」の欄については、雇入れ直後のものを記載することで足りるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えないこと。
また、有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合は、同法に基づき認定を受けた第一種計画に記載している特定有期業務（専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務）の内容並びに開始日及び完了日も併せて記載すること。なお、特定有期業務の開始日及び完了日は、「契約期間」の欄に記載する有期労働契約の開始日及び終了日とは必ずしも一致しないものであること。
6. 「始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項」の欄については、当該労働者に適用される具体的な条件を明示すること。
また、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制等の適用がある場合には、次に留意して記載すること。
 - ・変形労働時間制：適用する変形労働時間制の種類（1年単位、1か月単位等）を記載すること。その際、交替制でない場合、「・交替制」を=で抹消しておくこと。
 - ・フレックスタイム制：コアタイム又はフレキシブルタイムがある場合はその時間帯の開始及び終了の時刻を記載すること。コアタイム及びフレキシブルタイムがない場合、かっこ書きを=で抹消しておくこと。
 - ・事業場外みなし労働時間制：所定の始業及び終業の時刻を記載すること。
 - ・裁量労働制：基本とする始業・終業時刻がない場合、「始業………を基本とし、」の部分を=で抹消しておくこと。
 - ・交替制：シフト毎の始業・終業の時刻を記載すること。また、変形労働時間制でない場合、「（　）単位の変形労働時間制・」を=で抹消しておくこと。
7. 「休日及び勤務日」の欄については、所定休日又は勤務日について曜日又は日を特定して記載すること。
8. 「休暇」の欄については、年次有給休暇は6か月間勤続勤務し、その間の出

【記載要領】

1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付すること。
2. 各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけること。
3. 下線部、破線内及び二重線内の事項以外の事項は、書面の交付により明示することが労働基準法により義務付けられている事項であること。また、退職金に関する事項、臨時に支払われる賃金等に関する事項、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭又は書面により明示する義務があること。
4. 労働契約期間については、労働基準法に定める範囲内とすること。
また、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合には、契約の更新の有無及び更新する場合又はしない場合の判断の基準（複数可）を明示すること。
(参考) 労働契約法第18条第1項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算5年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること。
5. 「就業の場所」及び「従事すべき業務の内容」の欄については、雇入れ直後のものを記載することで足りるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えないこと。
6. 「始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項」の欄については、当該労働者に適用される具体的な条件を明示すること。
また、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制等の適用がある場合には、次に留意して記載すること。
 - ・変形労働時間制：適用する変形労働時間制の種類（1年単位、1か月単位等）を記載すること。その際、交替制でない場合、「・交替制」を=で抹消しておくこと。
 - ・フレックスタイム制：コアタイム又はフレキシブルタイムがある場合はその時間帯の開始及び終了の時刻を記載すること。コアタイム及びフレキシブルタイムがない場合、かっこ書きを=で抹消しておくこと。
 - ・事業場外みなし労働時間制：所定の始業及び終業の時刻を記載すること。
 - ・裁量労働制：基本とする始業・終業時刻がない場合、「始業………を基本とし、」の部分を=で抹消しておくこと。
 - ・交替制：シフト毎の始業・終業の時刻を記載すること。また、変形労働時間制でない場合、「（　）単位の変形労働時間制・」を=で抹消しておくこと。
7. 「休日又は勤務日」の欄については、所定休日又は勤務日について曜日又は日を特定して記載すること。
8. 「休暇」の欄については、年次有給休暇は6か月間勤続勤務し、その間の出勤率が8割以上であるときに与えるものであり、その付与日数を記載すること。
時間単位年休は、労使協定を締結し、時間単位の年次有給休暇を付与するものであり、その制度の有無を記載すること。代替休暇は、労使協定を締結し、法定超過となる所定時間外労働が1箇月60時間を超える場合に、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を与えるものであり、その制度

勤率が8割以上であるときに与えるものであり、その付与日数を記載すること。
時間単位年休は、労使協定を締結し、時間単位の年次有給休暇を付与するものであり、その制度の有無を記載すること。代替休暇は、労使協定を締結し、法定超過となる所定時間外労働が1箇月60時間を超える場合に、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて有給の休暇を与えるものであり、その制度の有無を記載すること。(中小事業主を除く。)

また、その他の休暇については、制度がある場合に有給、無給別に休暇の種類、日数（期間等）を記載すること。

9. 前記6、7及び8については、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、所定時間外労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。

10. 「賃金」の欄については、基本給等について具体的な額を明記すること。ただし、就業規則に規定されている賃金等級等により賃金額を確定し得る場合、当該等級等を明確に示すことで足りるものであること。

- ・法定超過となる所定時間外労働については2割5分、法定超過となる所定時間外労働が1箇月60時間を超える場合については5割（中小事業主を除く。）、法定休日労働については3割5分、深夜労働については2割5分、法定超過となる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割、法定超過となる所定時間外労働が1箇月60時間を超え、かつ、深夜労働となる場合については7割5分（中小事業主を除く。）、法定休日労働が深夜労働となる場合については6割を超える割増率とすること。

- ・破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
- ・昇級、賞与が業績等に基づき支給されない可能性がある場合や、退職金が勤続年数に基づき支給されない可能性がある場合は、制度としては「有」を明示しつつ、その旨を明示すること。

11. 「退職に関する事項」の欄については、退職の事由及び手続、解雇の事由等を具体的に記載すること。この場合、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。

(参考) なお、定年制を設ける場合は、60歳を下回ってはならないこと。
また、65歳未満の定年の定めをしている場合は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じる必要があること。

①定年の引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年の定めの廃止

12. 「その他」の欄については、当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。

13. 各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。

* この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はないこと。

の有無を記載すること。（中小事業主を除く。）

また、その他の休暇については、制度がある場合に有給、無給別に休暇の種類、日数（期間等）を記載すること。

9. 前記6、7及び8については、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、所定時間外労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。

10. 「賃金」の欄については、基本給等について具体的な額を明記すること。ただし、就業規則に規定されている賃金等級等により賃金額を確定し得る場合、当該等級等を明確に示すことで足りるものであること。

- ・法定超過となる所定時間外労働については2割5分、法定超過となる所定時間外労働が1箇月60時間を超える場合については5割（中小事業主を除く。）、法定休日労働については3割5分、深夜労働については2割5分、法定超過となる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割、法定超過となる所定時間外労働が1箇月60時間を超え、かつ、深夜労働となる場合については7割5分（中小事業主を除く。）、法定休日労働が深夜労働となる場合については6割を超える割増率とすること。

- ・破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
ただし、短時間労働者については、昇給の有無、賞与の有無及び退職金の有無については必ず記入すること。

- ・昇級、賞与が業績等に基づき支給されない可能性がある場合や、退職金が勤続年数に基づき支給されない可能性がある場合は、制度としては「有」を明示しつつ、その旨を明示すること。

11. 「退職に関する事項」の欄については、退職の事由及び手続、解雇の事由等を具体的に記載すること。この場合、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。

(参考) なお、定年制を設ける場合は、60歳を下回ってはならないこと。

また、65歳未満の定年の定めをしている場合は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じる必要があること。

①定年の引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年の定めの廃止

12. 「その他」の欄については、当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。

13. 各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。

* この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はないこと。

② 労働条件通知書(派遣労働者用；日雇型)

(派遣労働者用；日雇型)

労働条件通知書

般		年 月 日
事業場名称・所在地		
使用者職氏名		
就労日	年 月 日	
就業の場所		
従事すべき業務の内容		
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業(時 分) 終業(時 分) 2 休憩時間(分) 3 所定時間外労働の有無(有(時間) 、 無)	
賃金	1 基本賃金 イ 時間給(円) 、 ロ 日給(円) ハ 出来高給(基本単価 円、 保障給 円) ニ その他(円) 2 諸手当の額又は計算方法 イ (手当 円 / 計算方法 :) ロ (手当 円 / 計算方法 :) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超(%)、 所定超(%)、 ロ 深夜(%) 4 賃金支払日() - (就業当日・その他()) () - (就業当日・その他()) 5 賃金の支払方法() 6 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無、 有())	
その他	• 社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他()) • 雇用保険の適用(有、 無) • 具体的に適用される就業規則名() • その他 []	

※ 以上のはかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

② 労働条件通知書(派遣用；日雇型)

(派遣労働者 日雇型)

労働条件通知書

般		年 月 日
事業場名称・所在地		
使用者職氏名		
就労日	年 月 日	
就業の場所		
従事すべき業務の内容		
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業(時 分) 終業(時 分) 2 休憩時間(分) 3 所定時間外労働(有(時間) 、 無)	
賃金	1 基本賃金 イ 時間給(円) 、 ロ 日給(円) ハ 出来高給(基本単価 円、 保障給 円) ニ その他(円) 2 諸手当の額及び計算方法 イ (手当 円 / 計算方法 :) ロ (手当 円 / 計算方法 :) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超(%)、 所定超(%)、 ロ 深夜(%) 4 賃金支払日() - (就業当日・その他()) () - (就業当日・その他()) 5 賃金の支払方法() 6 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無、 有())	
その他	• 社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他()) • 雇用保険の適用(有、 無) • 具体的に適用される就業規則名() • その他 []	

※ 以上のはかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

【記載要領】

1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付すること。
2. 各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけること。
3. 下線部、破線内及び二重線内の事項以外の事項は、書面の交付により明示することが労働基準法により義務付けられている事項であること。また、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭又は書面により明示する義務があること。
また、日雇の労働契約についても、労働契約の更新をする場合があるものは、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」を書面により明示することが労働基準法により義務付けられていること。
4. 「就業の場所」及び「従事すべき業務の内容」の欄については、具体的かつ詳細に記載すること。
5. 「賃金」の欄については、基本給等について具体的な額を明記すること。
 - ・ 法定超過となる所定時間外労働については2割5分、深夜労働については2割5分、法定超過となる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割を超える割増率とすること。
 - ・ 破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
6. 「その他」の欄については、当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
また、労働契約を更新する場合があるものについては、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」を記入すること。
 (参考) 労働契約法第18条第1項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算5年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること。
7. 各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。
 * この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はないこと。

【記載要領】

1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限を持つ者が作成し、本人に交付すること。
2. 各欄において複数項目の一を選択する場合には、該当項目に○をつけること。
3. 下線部、破線内及び二重線内の事項は、書面の交付により明示することが労働基準法により義務付けられている事項であること。また、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項等については、当該事項を制度として設けている場合には口頭又は書面により明示する義務があること。
また、日雇の労働契約についても、労働契約の更新をする場合があるものは、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」を書面により明示することが労働基準法により義務付けられていること。
4. 「就業の場所」及び「従事すべき業務の内容」の欄については、具体的かつ詳細に記載すること。
5. 「賃金」の欄については、基本給等について具体的な金額を明記すること。
 - ・ 法定超過となる所定時間外労働については2割5分、深夜労働については2割5分、法定超過となる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割を超える割増率とすること。
 - ・ 破線内の事項については、制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
6. 「その他」の欄については、当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
また、労働契約を更新する場合があるものについては、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」を記入すること。
 (参考) 労働契約法第18条第1項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算5年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること。
7. 各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。
 * この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はないこと。

② モデル就業条件明示書

モデル就業条件明示書

平成 年 月 日	
職	
事業所 名 称	
所在地	
使用者 職氏名	印
次の条件で労働者派遣を行います。	
業務内容	
就業場所	事業所、部署名 所在地 (電話番号)
組織単位	(組織単位における期間制限に抵触する日) 平成 年 月 日
指揮命令者	職名 氏名
派遣期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (派遣先の事業所における期間制限に抵触する日) 平成 年 月 日
就業日	就業時間 時 分から 時 分まで (うち休憩時間 時 分から 時 分まで)
安全及び衛生	
時間外労働及び休日労働	時間外労働 (無/有) → (1日 時間/週 時間/月 時間) 休日労働 (無/有) → (1月 回)
派遣元責任者	職名 氏名 (電話番号)
派遣先責任者	職名 氏名 (電話番号)
福利厚生施設の利用等	
苦情の処理・申出先	申出先 派遣元: 職名 氏名 (電話番号) 派遣先: 職名 氏名 (電話番号)
派遣契約解除の場合の措置	
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	
備考	

② モデル就業条件明示書

モデル就業条件明示書

平成 年 月 日	
職	
事業所 名 称	
所在地	
使用者 職氏名	印
次の条件で労働者派遣を行います。	
業務内容	
就業場所	事業所、部署名 所在地 (電話番号)
組織単位	(組織単位における期間制限に抵触する日) 平成 年 月 日
指揮命令者	職名 氏名
派遣期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (派遣先の事業所における期間制限に抵触する日) 平成 年 月 日
就業日	就業日及び就業時間 就業時間 時 分から 時 分まで (うち休憩時間 時 分から 時 分まで)
安全及び衛生	
時間外労働及び休日労働	時間外労働 (無/有) → (1日 時間/週 時間/月 時間) 休日労働 (無/有) → (1月 回)
派遣元責任者	職名 氏名 (電話番号)
派遣先責任者	職名 氏名 (電話番号)
福利厚生施設の利用等	
苦情の処理・申出先	申出先 派遣元: 職名 氏名 (電話番号) 派遣先: 職名 氏名 (電話番号)
派遣契約解除の場合の措置	
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	
備考	

モデル就業条件明示書記載要領

- 1 各欄において複数項目の一を選択する場合には該当項目に○印を付すこと。
- 2 「業務内容」欄には、派遣先において従事する業務の内容、その業務に必要とされる能力等を具体的に記載すること。
- 3 「就業の場所」欄には、主な就業場所を記載するものとし、それ以外に出張等により就業の場所が異なることがある場合には、備考欄に記載すること。
- 4 「組織単位」欄には、課、グループ等の業務としての類似性や関連性がある組織であり、かつ、その組織の長が業務の配分や労務管理上の指揮監督権限を有している組織を記載すること。また、派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が期間の制限に抵触することとなる最初の日を組織単位欄の〔〕内に記載すること。(個人単位の期間制限の抵触日)
なお、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはないこと。
- 5 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所等の業務について、派遣先が派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日を「派遣期間」欄の〔〕に記載すること。
(派遣先の事業所単位の期間制限の抵触日)
※派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限の抵触日を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みなし制度の対象となる。
- 6 「就業日」は、具体的な曜日又は日を記載すること
- 7 「安全及び衛生」欄には、次の事項のうち、派遣労働者が派遣先において業務を遂行するに当たって、当該派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項に關し、就業条件を記載すること。
 - ・ 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項（例えば、危険有害業務に従事する場合には、当該危険有害業務の内容、当該業務による危険又は健康障害を防止する措置の内容等）
 - ・ 健康診断の実施等健康管理に関する事項（例えば、有害業務従事者に対する特別な健康診断が必要な業務に就かせる場合には、当該健康診断の実施に関する事項等）
 - ・ 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項
 - ・ 安全衛生教育に関する事項（例えば、派遣元及び派遣先で実施する安全衛生教育の内容等）
 - ・ 免許の取得、技能講習の終了の有無等就業制限に関する事項（例えば、就業制限業務を行わせる場合には、当該業務を行うための免許や技能講習の種類等）
 - ・ 安全衛生管理体制に関する事項
 - ・ その他派遣労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事項
- 8 「時間外・休日労働」については、Ⅰの派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができる、又は派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間を記載すること。
なお、労働者派遣契約においてこの定めをする場合には、当該定めの内容が派遣元事業主と派遣労働者との間の労働契約又は派遣元事業場における36協定により定められている内容の範囲内であることが必要である。
- 9 「派遣先責任者」は、派遣先責任者の選任を要しない場合であっても、派遣先責任者が選任されている場合には記載すること。
- 10 「福利厚生施設の利用等」欄には、派遣先が派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であって現に派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を提供する旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、その定めを記載すること。
- 11 「苦情の処理・申出先」欄には、派遣労働者から苦情の申出を受けた場合の苦情の処理について、労働者派遣契約に定めた苦情の申出先、苦情の処理方法、派遣元事業主と派遣先の連携体制等を具体的に記載すること。
- 12 「派遣契約解除の場合の措置」欄には、派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由による労働者派遣契約の解除が行われた場合には派遣先と連携して新たな就業機会の確保を図ること、労働者派遣契約の解除に伴う解雇を行った場合には労働基準法等に基づく責任を果たすこと等派遣労働者の雇用の安定を図るためにの措置を具体的に記載すること。

モデル就業条件明示書記載要領

- 1 各欄において複数項目の一を選択する場合には該当項目に○印を付すこと。
- 2 「業務内容」欄には、派遣先において従事する業務の内容、その業務に必要とされる能力等を具体的に記載すること。
- 3 「就業の場所」欄には、主な就業場所を記載するものとし、それ以外に出張等により就業の場所が異なることがある場合には、備考欄に記載すること。
- 4 「組織単位」欄には、課、グループ等の業務としての類似性や関連性がある組織であり、かつ、その組織の長が業務の配分や労務管理上の指揮監督権限を有している組織を記載すること。また、派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が期間の制限に抵触することとなる最初の日を組織単位欄の〔〕内に記載すること。(個人単位の期間制限の抵触日)
なお、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはないこと。
- 5 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所等の業務について、派遣先が派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日を「派遣期間」欄の〔〕に記載すること。
(派遣先の事業所単位の期間制限の抵触日)
※派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限の抵触日を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みなし制度の対象となる。
- 6 「安全及び衛生」欄には、次の事項のうち、派遣労働者が派遣先において業務を遂行するに当たって、当該派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項に關し、就業条件を記載すること。
 - ・ 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項（例えば、危険有害業務に従事する場合には、当該危険有害業務の内容、当該業務による危険又は健康障害を防止する措置の内容等）
 - ・ 健康診断の実施等健康管理に関する事項（例えば、有害業務従事者に対する特別な健康診断が必要な業務に就かせる場合には、当該健康診断の実施に関する事項等）
 - ・ 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項
 - ・ 安全衛生教育に関する事項（例えば、派遣元及び派遣先で実施する安全衛生教育の内容等）
 - ・ 免許の取得、技能講習の終了の有無等就業制限に関する事項（例えば、就業制限業務を行わせる場合には、当該業務を行うための免許や技能講習の種類等）
 - ・ 安全衛生管理体制に関する事項
 - ・ その他派遣労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事項
- 8 「派遣先責任者」は、派遣先責任者の選任を要しない場合であっても、派遣先責任者が選任でき、又は派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間を記載すること。
なお、労働者派遣契約においてこの定めをする場合には、当該定めの内容が派遣元事業主と派遣労働者との間の労働契約又は派遣元事業場における36協定により定められている内容の範囲内であることが必要である。
- 9 「福利厚生施設の利用等」欄には、派遣先が派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であって現に派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を提供する旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、その定めを記載すること。
- 10 「苦情の処理・申出先」欄には、派遣労働者から苦情の申出を受けた場合の苦情の処理について、労働者派遣契約に定めた苦情の申出先、苦情の処理方法、派遣元事業主と派遣先の連携体制等を具体的に記載すること。
- 11 「派遣契約解除の場合の措置」欄には、派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由による労働者派遣契約の解除が行われた場合には派遣先と連携して新たな就業機会の確保を図ること、労働者派遣契約の解除に伴う解雇を行った場合には労働基準法等に基づく責任を果たすこと等派遣労働者の雇用の安定を図るためにの措置を具体的に記載すること。

こと等派遣労働者の雇用の安定を図るための措置を具体的に記載すること。

- 13 「派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置」欄には労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、その雇用意思を事前に労働者派遣をする者に対し示すこと、当該者が職業紹介を行うことが可能な場合は職業紹介により紹介手数料を支払うことその他の労働者派遣の終了後に労働者派遣契約の間の紛争を防止するために講ずる措置を記載すること**

14 「備考」欄

- ① 政令第4条第1項各号で定める業務について労働者派遣を行う場合は、政令の号番号を記載すること。
 - ② 派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣を行う場合は、それぞれ必要事項を「備考」欄に記載すること。
 - ・ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務について労働者派遣を行う場合は、その旨を記載すること。
 - ・ その業務が1か月間に行われる日数が当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数に比し相当程度少なくかつ月10日以下である業務について労働者派遣を行う場合は、(i)その旨、(ii)当該派遣先においてその業務が1か月間に行われる日数、(iii)当該派遣先の通常の労働者の1か月間の所定労働日数を記載すること。
 - ・ 産前産後休業、育児休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合は、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること。
 - ・ 介護休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合は、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること。
 - ③ 紹介予定派遣に係る労働者派遣である場合には、(i)紹介予定派遣である旨、(ii)紹介予定派遣を得て派遣先が雇用する場合に予定される雇用契約の期間の定めの有無等の労働者派遣契約において定めた紹介予定派遣に関する事項、(iii)紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受ける者を雇用しなかった場合には、それぞれのその理由を、派遣労働者の求めに応じ、書面、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限る。）により、派遣労働者に対して明示する旨、(iv)紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入する場合はその旨を「備考」欄に記載すること。
 - ④ 労働者派遣に関する料金の額を記載する場合は、次のいずれかを日額、月額等わかるようにした上で「備考」欄に記載すること。
 - ・ 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額
 - ・ 当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における労働者派遣に関する料金の額の平均額
 - ⑤ 該当する各法令に基づき、健康保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格取得届の書類が行政機関に提出されていない場合は、その理由を記載すること。
- 15 個々の派遣労働者に明示される就業条件は、労働者派遣契約の定めた就業条件の範囲内できなければならないこと。**

- 12 「派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置」欄には労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、その雇用意思を事前に労働者派遣をする者に対し示すこと、当該者が職業紹介を行うことが可能な場合は職業紹介により紹介手数料を支払うことその他の労働者派遣の終了後に労働者派遣契約の間の紛争を防止するために講ずる措置を記載すること**

13 「備考」欄

- ① 政令第4条第1項各号で定める業務について労働者派遣を行う場合は、政令の号番号を記載すること。
 - ② 派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣を行う場合は、それぞれ必要事項を「備考」欄に記載すること。
 - ・ 満60歳以上の者である場合は、その旨を記載すること。
 - ・ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務について労働者派遣を行う場合は、その旨を記載すること。
 - ・ その業務が1か月間に行われる日数が当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数に比し相当程度少なくかつ月10日以下である業務について労働者派遣を行う場合は、(i)その旨、(ii)当該派遣先においてその業務が1か月間に行われる日数、(iii)当該派遣先の通常の労働者の1か月間の所定労働日数を記載すること。
 - ・ 産前産後休業、育児休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合は、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること。
 - ・ 介護休業等の代替要員としての業務について労働者派遣を行う場合は、派遣先において休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定の日を記載すること。
 - ③ 紹介予定派遣に係る労働者派遣である場合には、(i)紹介予定派遣である旨、(ii)紹介予定派遣を得て派遣先が雇用する場合に予定される雇用契約の期間の定めの有無等の労働者派遣契約において定めた紹介予定派遣に関する事項、(iii)紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受ける者を雇用しなかった場合には、それぞれのその理由を、派遣労働者の求めに応じ、書面、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ又は電子メールによる場合にあっては、当該派遣労働者が希望した場合に限る。）により、派遣労働者に対して明示する旨、(iv)紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入する場合はその旨を「備考」欄に記載すること。
 - ④ 労働者派遣に関する料金の額を記載する場合は、次のいずれかを日額、月額等わかるようにした上で「備考」欄に記載すること。
 - ・ 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額
 - ・ 当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における労働者派遣に関する料金の額の平均額
 - ⑤ 該当する各法令に基づき、健康保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格取得届の書類が行政機関に提出されていない場合は、その理由を記載すること。
- 14 個々の派遣労働者に明示される就業条件は、労働者派遣契約の定めた就業条件の範囲内できなければならないこと。**

㉙ モデル就業条件明示書（日雇派遣・携帯メール用）

モデル就業条件明示書（日雇派遣・携帯メール用）記載要領

- 1 派遣労働者の使用する携帯電話において受信することのできる最大の文字数を考慮し、最大の文字数を超える場合においては、分割して送信すること。
- 2 携帯電話の画面においては、1行に表示できる文字数が少ないとから、派遣労働者が就業条件を確認しやすくするために、項目ごとに改行するとともに、項目間においては1行空けること。
- 3 カッコが付されているものについては、カッコをはずしてカッコ内の事項を具体的にメール本文に記載すること。また、カッコが付されていないものについては、そのままメール本文に記載すること。
- 4 「業務内容」欄には、派遣先において従事する業務の内容、その業務に必要とされる能力等を具体的に記載すること。
- 5 「就業の場所」欄には、主な就業場所を記載するものとし、それ以外に出張等により就業の場所が異なることがある場合には、備考欄に記載すること。
- 6 「組織単位」欄には、課、グループ等の業務としての類似性や関連性がある組織であり、かつ、その組織の長が業務の配分や労務管理上の指揮監督権限を有している組織を記載すること。
- 7 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が期間の制限に抵触することとなる最初の日を「組織単位の期間制限抵触日」欄に記載すること。
- 8 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所等の業務について、派遣先が派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日を「派遣先の事業所における期間制限抵触日」欄に記載すること。
- 9 「就業日」は、具体的な曜日又は日を記載すること。
- 10 「安全及び衛生」欄には、次の事項のうち、派遣労働者が派遣先において業務を遂行するに当たって、当該派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項に關し、就業条件を記載すること。
 - ・ 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項（例えば、危険有害業務に従事させる場合には、当該危険有害業務の内容、当該業務による危険又は健康障害を防止する措置の内容等）
 - ・ 健康診断の実施等健康管理に関する事項（例えば、有害業務従事者に対する特別な健康診断が必要な業務に就かせる場合には、当該健康診断の実施に関する事項等）
 - ・ 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項
 - ・ 安全衛生教育に関する事項（例えば、派遣元及び派遣先で実施する安全衛生教育の内容等）
 - ・ 免許の取得、技能講習の終了の有無等就業制限に関する事項（例えば、就業制限業務を行わせる場合には、当該業務を行うための免許や技能講習の種類等）
 - ・ 安全衛生管理体制に関する事項
 - ・ その他の派遣労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事項
- 11 「時間外・休日労働」については、その有無を記載すること。また、⑨の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる1日当たり、1週当たり又は1月当たりの時間数を記載すること。
- なお、労働者派遣契約においてこの定めをする場合には、当該定めの内容が派遣元事業主と派遣労働者との間の労働契約又は派遣元事業場における36協定により定められている内容の範囲内であることが必要である。
- 12 「派遣先責任者」は、派遣先責任者の選任を要しない場合であっても、派遣先責任者が選任されている場合には記載すること。
- 13 「福利厚生施設の利用等」欄には、派遣先が派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であって現に派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を提供する旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、その定めを記載すること。
- 14 「苦情の処理・申出先」欄には、派遣労働者から苦情の申出を受けた場合の苦情の処理について、労働者派遣契約に定めた苦情の申出先、苦情の処理方法、派遣元事業主と派遣先の連携体制等を具体的に記載すること。
- 15 「派遣契約解除の場合の措置」欄には、派遣労働者の責に帰すべき事由による労働者派遣契約の解除が行われた場合には派遣先と連携して新たな就業機会の確保を図ること、労働者派遣契約の解除に伴う解雇を行った場合には労働基準法等に基づく責任を果たすこと等派遣労働者の雇用の安定を図るために措置を具体的に記載すること。

㉙ モデル就業条件明示書（日雇派遣・携帯メール用）

モデル就業条件明示書（日雇派遣・携帯メール用）記載要領

- 1 派遣労働者の使用する携帯電話において受信することのできる最大の文字数を考慮し、最大の文字数を超える場合においては、分割して送信すること。
- 2 携帯電話の画面においては、1行に表示できる文字数が少ないとから、派遣労働者が就業条件を確認しやすくするために、項目ごとに改行するとともに、項目間においては1行空けること。
- 3 カッコが付されているものについては、カッコをはずしてカッコ内の事項を具体的にメール本文に記載すること。また、カッコが付されていないものについては、そのままメール本文に記載すること。
- 4 「業務内容」欄には、派遣先において従事する業務の内容、その業務に必要とされる能力等を具体的に記載すること。
- 5 「就業の場所」欄には、主な就業場所を記載するものとし、それ以外に出張等により就業の場所が異なることがある場合には、備考欄に記載すること。
- 6 「組織単位」欄には、課、グループ等の業務としての類似性や関連性がある組織であり、かつ、その組織の長が業務の配分や労務管理上の指揮監督権限を有している組織を記載すること。
- 7 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が期間の制限に抵触することとなる最初の日を「組織単位の期間制限抵触日」欄に記載すること。
- 8 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所等の業務について、派遣先が派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日を「派遣先の事業所における期間制限抵触日」欄に記載すること。
- 9 「就業日」は、具体的な曜日又は日を記載すること。
- 10 「安全及び衛生」欄には、次の事項のうち、派遣労働者が派遣先において業務を遂行するに当たって、当該派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項に關し、就業条件を記載すること。
 - ・ 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項（例えば、危険有害業務に従事させる場合には、当該危険有害業務の内容、当該業務による危険又は健康障害を防止する措置の内容等）
 - ・ 健康診断の実施等健康管理に関する事項（例えば、有害業務従事者に対する特別な健康診断が必要な業務に就かせる場合には、当該健康診断の実施に関する事項等）
 - ・ 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項
 - ・ 安全衛生教育に関する事項（例えば、派遣元及び派遣先で実施する安全衛生教育の内容等）
 - ・ 免許の取得、技能講習の終了の有無等就業制限に関する事項（例えば、就業制限業務を行わせる場合には、当該業務を行うための免許や技能講習の種類等）
 - ・ 安全衛生管理体制に関する事項
 - ・ その他の派遣労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事項
- 11 「時間外・休日労働」については、その有無を記載すること。また、⑨の派遣就業をする日以外の日に派遣就業をさせることができ、又は派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる1日当たり、1週当たり又は1ヶ月当たりの時間数を記載すること。
- なお、労働者派遣契約においてこの定めをする場合には、当該定めの内容が派遣元事業主と派遣労働者との間の労働契約又は派遣元事業場における36協定により定められている内容の範囲内であることが必要である。
- 12 「派遣先責任者」は、派遣先責任者の選任を要しない場合であっても、派遣先責任者が選任されている場合には記載すること。
- 13 「福利厚生施設の利用等」欄には、派遣先が派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であって現に派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の派遣労働者の福祉の増進のための便宜を提供する旨の定めを労働者派遣契約において行った場合には、その定めを記載すること。
- 14 「苦情の処理・申出先」欄には、派遣労働者から苦情の申出を受けた場合の苦情の処理について、労働者派遣契約に定めた苦情の申出先、苦情の処理方法、派遣元事業主と派遣先の連携体制等を具体的に記載すること。
- 15 「派遣契約解除の場合の措置」欄には、派遣労働者の責に帰すべき事由による労働者派遣契約の解除が行われた場合には派遣先と連携して新たな就業機会の確保を図ること、労働者派遣契約の解除に伴う解雇を行った場合には労働基準法等に基づく責任を果たすこと等派遣労働者の雇用の安定を図るために措置を具体的に記載すること。